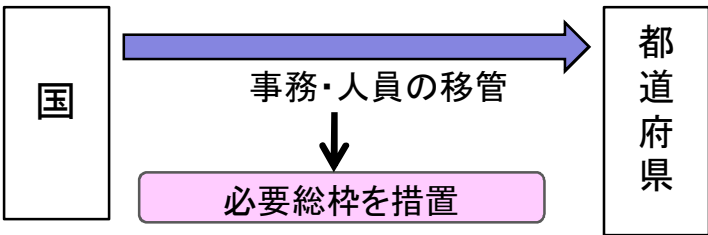


財源移譲について

■ 財源移譲に当たっての考え方

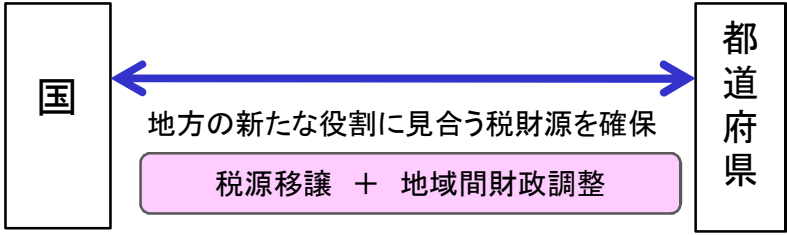
- 事務・権限の実施に当たり財源の不足が生じないよう総枠を確保するとともに地域ニーズにも配慮。
- 最終的には国から地方への税財源の移譲を目指す。
(地方の事務執行に要する経費は地方の財源で賅う。)

当面の財源確保



- 事業実施に必要な財源総額を交付金により確保。
(権限移譲特別交付金(仮称)の創設など)
 - ・社会資本整備関連の継続事業については、事業計画に基づき必要額を積算した上、交付金により確実に措置。
 - ・上記以外の事務については、事業単位の必要経費を積算した上、交付金により所要額を措置。
- 所要額の積算に当たっては、長期的な財政需要を織り込む。

将来の財源確保



- 税財源移譲により、事務・権限に見合った財源を確保し、地方の自立性を高める。
- 税源の偏在や税収の安定性に配慮した税源移譲を求める。
- 税財源移譲のうち一定部分については、地域の財政需要にも配慮し、必要な財政調整を行う。